

社員総会の決議によって解散する場合の流れ

1 社員総会の開催

- ① 法人の解散を決議する。
- ② 清算人を選任する。
 - ・定款に、「この法人が解散したときは、理事が清算人になる」旨の規定が置かれている場合は、理事の中から清算人を選任する。(複数人も可)
 - ・定款に特に規定がない場合は、総会において清算人を選任する。
- ③ 残余財産の処分先について、決議する。
 - ・定款に残余財産の譲渡先として、「総会において議決したもの」等の規定が置かれている場合は、具体的な譲渡先を決議する。
 - ・定款に具体的な譲渡先が規定されている場合は、その旨を確認。
 - ※定款上の譲渡先を変更したい場合は、定款変更認証申請が必要となる。この場合は、先に定款変更を済ませておく。(認証まで3ヶ月程度必要)
 - ・残余財産が無い場合は、その旨を確認。

2 法務局への「解散及び清算人の就任」登記

特定非営利活動法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。(組合等登記令第7条)

(※詳しくは、法務局にお問い合わせください。)

3 所轄庁(県)への「解散届出書」の提出

清算人は、以下の書類を所轄庁に届け出る。

- 1) 解散届出書
- 2) 解散及び清算人を登記した「登記事項証明書」

4 公告

清算人は、NPO法人が解散した後、遅滞なく公告をもって、債権者に対し一定期間内(最低2ヶ月以上)の申出をすべき旨、催告しなければならない。

公告の依頼先 三重県官報販売所 〒514-0032 津市中央12-12
TEL: 059-228-4812

5 清算業務

- ① 債権・債務を清算する。
 - ・清算人は、判明している債権者には、個別にその申出を催告する。
 - ・債権を回収し、債務を支払う。
- ② 清算業務が完了後、なお残余財産が残る場合は、定款に定める譲渡先、若しくは、総会において議決した譲渡先に譲渡する。

6 法務局への「清算終了」登記

- ・特定非営利活動法人の清算が終了したときは、清算終了の日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。(組合等登記令第10条)
 - ・従たる事務所の所在地においては、3週間以内に清算終了の登記をしなければならない。(組合等登記令第13条)
- (※詳しくは、法務局にお問い合わせください。)

7 所轄庁(県)への「清算終了届出書」の提出

清算人は、以下の書類を所轄庁に届け出る。

- 1) 清算終了届出書
- 2) 清算終了を登記した「登記事項証明書」

特定非営利活動促進法 抜粋

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。